

重 要 事 項 説 明 書（就労移行支援）

1 就労移行支援サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社アスキー
代 表 者 氏 名	藤井 充明
本 社 所 在 地 （ 連 絡 先 ）	大阪市東淀川区小松1丁目14番5号 (06-6195-5650)
法人設立年月日	平成30年9月12日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事 業 所 名 称	就労移行支援事業所 ワークショップ ジョイント
サ ー ビ ス の 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
大 阪 府 指 定 事 業 所 番 号	就労移行支援 2713001903号（令和2年5月1日指定）
管 理 者	窪田 学
サービス管理責任者	窪田 学
事業所所在地	大阪市東淀川区菅原4丁目4番43号 ロイヤルハイム豊里1階
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	連絡先電話：06-0195-5650 ファックス：06-6195-5680 管理者：窪田 学
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市北区、吹田市、守口市、摂津市
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	就労継続支援B型 2713001903号（平成31年2月1日指定）
利 用 定 員	8名
開 設 年 月 日	令和2年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は、社会生活が営むことができる様に、1人ひとりの個性を理解し、就労の機会を提供するとともに、活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上の為に必要な訓練、そのほかの便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	1. 事業所は、就労移行支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。 2. 指定就労移行支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。 3. 事業所の従業員には、就労移行支援の提供にあたっては、懇切丁寧とし、利用者に対して、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。 4. 事業者は、その提供する就労移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図るようにする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	原則として月曜日から日曜日とする。ただし、年末・年始（12月29日～1月3日）除く。
営業時間	午前9時から午後17時。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は、午前9時から午後2時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則として月曜日から日曜日とする。ただし、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。
サービス提供時間	午前10時から午後16時。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は、午前10時から午後12時までとし、在宅支援のみとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄筋コンクリート6階建
敷地面積	511.48㎡
延床面積	1492.488㎡

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
訓 練 室	1 室	
作 業 室	1 室	
相 談 室	1 室	
洗 面 所	1 室	
便 所	1 室	
多 目 的 室	1 室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定就労移行支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労移行支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職 種	職 務 内 容
サービス管理責任者	(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労移行支援の目標及びその達成時期、指定就労移行支援を提供する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案を作成します。 (3) 就労移行支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労移行支援計画を記載した書面を利用者に交付します。 (4) 就労移行支援計画作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画を変更します。 (5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 (6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者

	に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
職 業 指 導 員	職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキル、社会的マナー等の習得、向上に関し適切な支援を行う。職業指導員は、就労移行支援計画書に基づき、作業活動を通じて一般就労に向けた必要な支援を行う。
生 活 支 援 員	生活支援員は、就労移行支援計画書の作成に協力し、また計画に基づき必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行う。
就 労 支 援 員	就労支援員は利用者さんと就労先の企業の橋渡しを行い、就労に向けてハローワークやその他の関係機関との連絡や調整をおこないます。職場体験や面接などにも利用者と同行を行ったり就職した後の職場定着のフォローも行う。
運 転 手	運転手は、事業所の自動車を使用して、障害者の自宅と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。
調 理 員	調理員は、利用者の昼食の調理を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
職 業 指 導 員	1	1				1	
生 活 支 援 員	1		1			0.3	
就 労 支 援 員	1	1				1	
運 転 手	1		1			0.1	
調 理 員	1		1			0.1	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）
サービス管理責任者	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）
職 業 指 導 員	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）
生 活 支 援 員	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）
就 労 支 援 員	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）
運 転 手	9:00～17:00（土日祝は 9:00～14:00）

調 理 員	9:00～17:00（土日祝は9:00～14:00）
-------	----------------------------

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労移行支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労移行支援計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するために必要な訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	利用者の障害の特性を踏まえ、以下の生産活動を行っています。 ① パソコン業務 ② 内職的作業 ③ 日用品の作成 ＜工賃の支払い＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習先企業等の紹介	就労移行支援計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。
求職活動支援	就労移行支援計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施設外支援 施設外就労	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労移行支援計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。

在宅支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労移行支援計画に基づき在宅支援を行います。在宅支援とは、通所することなく、在宅にて電話・インターネット等を使用して、通所時と同様のサービスを提供するものです。
------	---

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	就職後 6 月以上定着率が 5 割以上の場合	就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満の場合	就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満の場合	就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満の場合
利用料	12,340 円	10,491 円	8,971 円	7,549 円
利用者負担額	上記の 1 割	上記の 1 割	上記の 1 割	上記の 1 割
	就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満の場合	就職後 6 月以上定着率が 0 割以上 1 割未満の場合	就職後 6 月以上定着率が 0 の場合	
利用料	6,094 円	5,547 円	5,120 円	
利用者負担額	上記の 1 割	上記の 1 割	上記の 1 割	

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1 割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ) 164 円 (Ⅱ) 109 円 (Ⅲ) 65 円	左記の 1 割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用 1 日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が 3 年以上のものが 30%を超える場合、利用 1 日につき加算されます。
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	448 円	左記の 1 割	意思疎通に関して専門性をもつ職員を一定数以上配置している場合、利用 1 日につき加算されます。

就 労 支 援 関 係 研 修 修 了 加 算	66 円	左記の 1 割	一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置している場合、利用 1 日につき加算されます。
医療連携体制加算	(Ⅰ) 349 円 (Ⅱ) 687 円 (Ⅲ) 1,364 円	左記の 1 割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合、利用 1 日につき加算されます（看護職員の滞在時間によって変化します）。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	328 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1 時間未満 2,045 円 1 時間以上 3,063 円	左記の 1 割	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。月 2 回まで加算されます。
欠 席 時 対 応 加 算	1,028 円	左記の 1 割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月 4 回まで加算されます。
食事提供体制加算	328 円	左記の 1 割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1 日につき加算されます。
利用者負担上限額 管 理 加 算	1,641 円 (1 月に 1 回)	左記の 1 割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます(月 1 回)。
移 行 準 備 支 援 体 制 加 算	449 円	左記の 1 割	職場実習等を実施した場合や、ハローワークに同行した場合に利用 1 日につき加算されます。
送 迎 加 算	(Ⅱ) 109 円	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
支 援 計 画 会 議 実 施 加 算	6,378 円 (1 月に 1 回)	左記の 1 割	就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し就労移行支援計画の作成、変更を行った場合に加算されます（年 4 回が限度）。

上記の利用料の合計に、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（6.4%）と福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（1.7%）が加算されます。

[訪問支援]

利用者が連続して5日間利用がなく、訪問することがその方の支援となり、相談援助を行った場合、月2回を限度として訪問させていただく場合があります。重要事項説明書の説明を受け、サインおよび押印をされた時点で、訪問支援に同意されたものとさせていただきます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食材料費：1食につき 150 円
送迎サービスの提供に係る費用	事業所から5キロメートル未満 1回（片道）につき 150 円
	事業所から5キロメートル以上 1回（片道）につき 200 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	2日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	2日前までにご連絡がない場合 1日あたりの利用料の50%を 請求いたします。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)楽天銀行 第一営業支店 口座名：株式会社アスキー 口座番号：7874186 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労移行支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労移行支援計画」を作成します。作成した「就労移行支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認くださいようお願いします。

(3) 就労移行支援計画の変更等

「就労移行支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：窪田 学
-------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	○事業者は、利用者の個人情報について遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか

に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 06-6195-5650（対応可能時間 9：00～17:00）

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人光誠会 ゆうメディカルクリニック		
医院長名	永井 祐吾		
所在地	大阪市東淀川区豊新1-21-29		
電話番号	06-6325-0550		
診療科	総合内科等	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	大阪市役所
	担当部・課名	障がい支援課
	電話番号	06-6208-7986

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保険名：超ビジネス保険

保障の概要：事業活動包括

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。		
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。		
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 無 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水等） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）		

消 防 計 画	消防署への届出日：平成31年1月7日 防災管理者：藤井 充明
保 険 加 入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保険名：超ビジネス保険 保障の概要：事業活動包括

15 苦情解決の体制及び手順

提供した就労移行支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所 在 地：大阪市東淀川区菅原 4-4-43 ロイヤルハイム豊里1階 電話番号：06-6195-5650 FAX 番号：06-6195-5680 受付時間：9:00～17:00
【市町村の窓口】 東淀川区保健福祉センター	所 在 地：大阪市東淀川区豊新 2-1-4 電話番号：06-4809-9857 FAX 番号：06-6327-2840 受付時間：9:00～17:00
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地：大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号：06-6191-3130 FAX 番号：06-6191-5660 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前 10 時～午後 4 時

16 心身の状況の把握

指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労移行支援の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定就労移行支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労移行支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒533-0004 大阪市東淀川区小松 1-14-5		
	法人名	株式会社アスキー		
	代表者名	藤井 充明		印
	事業所名	ワークショップ ジョイント		
	説明者氏名			印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名			印

代理人	住所			
	氏名			印